



委員からの御質問に関する資料

令和6年11月18日（月）

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



(参考) 各都道府県における法アセスの事業種別内訳 (1 / 2)



＜環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実績（令和6年9月末時点）＞

	道路	河川	鉄道	飛行場	火力	風力	地熱	水力	太陽光	原子力	廃棄物 処分場	埋立、 干拓	面整備	合計
北海道	8		1		2	111	1	2	2	1	1		1	130
青森県	1		1	1		73				2				78
岩手県		1			1	41	2							45
宮城県	1	1	1		2	23	1		3				1	33
秋田県	2	1			1	49	3				1			57
山形県	3					19								22
福島県					6	39			4	1				50
茨城県	2			1	4	4					1			12
栃木県	1				1				1				1	4
群馬県	2	1												3
埼玉県	1				1				1				2	5
千葉県	5		1	1	8	12							2	29
東京都	2		3	1	1								1	8
神奈川県	3		4		11							1	2	21
新潟県	1				2	12		2				1		18
富山県					1	1								2
石川県	3					15								18
福井県		1	1			15				1				18
山梨県	3		1											4
長野県	3		1			1								5
岐阜県	3		1			2								6
静岡県	1		1		1	11								14
愛知県	2	1	1	1	4	6					1	3	3	22
三重県	2				1	10			1					14

※環境影響評価法に基づき、手続が実施された事業の総数を示している（手続中のもの、手続が完了したもの、手続中に事業が廃止になったものを含み、第2種事業に係るスクリーニング手続のみ実施されたものは含まない。複数の都府県にまたがって事業が実施されたものについては、それぞれの都府県で計上。）。

(参考) 各都道府県における法アセスの事業種別内訳 (2 / 2)



＜環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実績（令和6年9月末時点）＞

	道路	河川	鉄道	飛行場	火力	風力	地熱	水力	太陽光	原子力	廃棄物 処分場	埋立、 干拓	面整備	合計
滋賀県	1					3								4
京都府	2		2			3								7
大阪府	1		2		4						1			8
兵庫県	4				5	2					1		2	14
奈良県	1												1	2
和歌山県	3					14								17
鳥取県	1			1		5								7
島根県	4				1	9				1				15
岡山県	2	2			1	1			1		1	1		9
広島県	2		1		4	4			1					12
山口県	2	1			6	8			1	1				19
徳島県						5						1		6
香川県	1				2	1								4
愛媛県		1			4	11							2	18
高知県	1				1	9								11
福岡県	5	2		3	2	8						3	2	25
佐賀県	7		3	1		13								24
長崎県	2		2		2	10								16
熊本県	2					12			2			1	1	18
大分県	4				2	7	1							14
宮崎県	4					8		1						13
鹿児島県	4			2		21			1	1				29
沖縄県	1			3	1							4		9
合計	96	12	25	14	81	555	8	5	18	8	7	15	21	865

※環境影響評価法に基づき、手続が実施された事業の総数を示している（手続中のもの、手続が完了したもの、手続中に事業が廃止になったものを含み、第2種事業に係るスクリーニング手続のみ実施されたものは含まない。複数の都府県にまたがって事業が実施されたものについては、それぞれの都府県で計上。）。

(参考) 配慮書の複数案が設定されていない理由

● 陸上風力発電事業 8事業

- リプレイス事業のため 6事業
- 既に広範囲からの絞り込みを行ったため 1事業
- 以前他事業において妥当とされた経緯があるため 1事業

● その他の事業 14事業

■ 既存施設に関連した事業のため 5事業

- ・ 既に供用されている道路の改築であるため（道路 1事業）
- ・ 既設の発電機に新たな設備を設置するため（火力 1事業）
- ・ 既存施設に関連した事業のため（水力 1事業）
- ・ 既設発電所の更新であり、発電規模は資源量から決まっているため（地熱 1事業）
- ・ 既設発電所の更新であり、主流の方式を採用するため（地熱 1事業）

■ 既に決まっている事柄があるため 4事業

- ・ 都市計画決定されているため（道路 1事業）
- ・ 資源調査により場所が決まっており、資源量から発電規模が決まっているため（地熱 2事業）
- ・ 地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があるため（面整備 1事業）

■ 環境影響の有意な差異のある複数案は存在しないと考えるため 2事業（火力）

■ 土地の造成、森林の伐採が必要ない土地（ゴルフ場跡地等）を活用しており、既に立地配慮をしているため 3事業（太陽光）